

高山市緑化推進委員会緑の募金公募事業実施要領

1 事業目的

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会支部高山市緑化推進委員会（以下「高山市緑化推進委員会」という。）が行う、高山市緑化推進委員会緑の募金公募事業（以下「市緑化公募事業」という。）は、緑の募金及び森林整備等に対する市民の理解を広め、市民参加による森林づくりを積極的に推進することを目的とする。

2 事業内容

（１）対象事業

高山市内で実施、もしくは高山市民を対象に実施する、次のいずれかに該当する事業とする。

① 森林整備事業

植栽、下刈、枝打、除間伐等の森林整備事業

② 緑化推進事業

公共及び不特定の人が受益する公共的な場所の、街路樹、記念植樹等の造成事業その他、上記に準ずる森林整備及び緑化推進を目的とするイベント等

（２）適用除外事業

次のいずれかに該当する事業は、応募できないものとする。

- ① 特定事業者の利益のために行われるもの。
- ② 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの。
- ③ その他、緑の募金による事業としてふさわしくないと認められるもの。
- ④ 既に、国土緑化推進機構や岐阜県緑化推進委員会又は国や県、市等から「市緑化公募事業の交付金以外」の緑の募金に関係する補助・助成等を受けているもの、又は受ける見込みにあるもの。

3 事業期間

原則として、４月１日から２月２８日までに完了するものとする。

4 申請者の応募要件

応募できる者は、次の要件をすべて具備している団体とする。

- ① 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。
- ② 交付金の使途に係る条件遵守が確実であること。
- ③ 高山市民が中心となって組織する営利を目的としない団体であること。なお、営利を目的とする団体であっても、その団体の事業と切り離してボランティア等により実施する場合はこの限りではない。
- ④ 事業の実施について、当該事業地の土地所有者或いは土地管理者の承諾が得られていること。

5 事業の実施

(1) 応募方法

高山市緑化推進委員会緑の募金公募事業応募申請書（様式1）を高山市緑化推進委員会支部長（以下「支部長」という。）へ提出する。

なお、追加資料等を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) 助成決定

支部長は、応募内容について必要に応じ地域緑化推進協議会より意見を聴取し、審査・査定を行い、実施に必要な経費を助成するものとする。助成の決定は、応募申請者（以下「事業実施者」という。）に助成金交付決定通知書（様式2）を送付して行う。

なお、支部長は交付金の適正な交付を行うため必要があると認めた場合は、当該応募申請事項に修正を加え、又は条件を付することができるものとする。

(3) 助成経費

助成金の交付限度額は、1件10万円を限度とする。なお、対象経費は、別表のとおりとする。

(4) 助成事業の変更承認申請

事業実施者は、助成金交付決定通知後において、事業費が20%を超える内容を変更しようとする場合は、あらかじめ事業変更の承認申請書（様式3）を提出し、支部長の承認を受けなければならない。

(5) 助成事業の中止の承認申請

事業実施者は、助成金の交付が決定された事業を中止しようとする場合は、あらかじめ事業の中止申請書（様式4）を提出し、支部長の承認を受けなければならない。

(6) 実績報告

事業実施者は、事業を完了したとき又は中止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書（様式5）を作成し、事業実行に係る領収書原本（原則）及び必要な書類を添えて、支部長に報告しなければならない。

また、実績報告にあたって立替払いができず領収書の添付ができない場合は、あらかじめ支部長と協議のうえ、例外的に納品書、請求書、完成（実施状況）写真等をもって替えることができるものとする。なお、この場合は、支払完了後速やかに領収書原本（原則）を提出するものとする。

(7) 助成金の額の確定

支部長は、実績報告書を応募申請書及び助成金交付決定に基づいて審査を行い、適当と認めた経費を確定し、事業実施者に対し、助成金の額の確定通知書（様式6）を送付する。

(8) 助成金の請求

事業実施者は、額の確定通知に基づき、速やかに助成金交付請求書（様式7）を提出する。これを受け支部長は、指定（事業実施主体名義）の口座に送金する。

なお、助成金の交付は原則として精算払いとするが、概算払（前金払）が必要な場合は（様式8）により、概算請求（助成金決定額の1／2以内）をすることができる。

6 調査等及び指導監督

- (1) 支部長は、助成金の交付目的を達成するために必要と認めるときは、事業実施者に対し報告をさせ、又は高山市緑化推進委員会の役職員にその事務所等へ立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に質問をさせることができる。
- (2) 支部長は、前項の規定による調査等により、当該事業が助成金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、事業実施者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。
- (3) 事業実施者は、前項の指示を受けたときはこれを誠実に遵守しなければならない。

7 交付決定の取り消し等

支部長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金等交付の決定を取り消し、又は、変更することができる。この場合において、既に助成金等が交付されているときは、支部長は、その全額又は、一部の返還を命じることができる。

- (1) 助成金等交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) この要領に基づき支部長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 事業実施者が助成金を交付対象事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 事業実施者が第6に規定する調査等を正当な理由もなく拒み、妨げ又は忌避したとき。
- (5) 事業実施者が第5の(5)に規定する助成事業の中止の承認申請を支部長に提出し、支部長が中止を承認したとき。
- (6) この要領に定めるところに違反したと認められるとき。
- (7) その他助成事業の施行について、不正の行為があったとき。

8 書類、帳簿等の整備、保存

事業実施者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、助成事業の終了後5年間保存しなければならない。

別表

科目	区分	細区分	交付対象の具体例等
行動費	交通費	公的交通機関料金、バス・レンタカー借上料、燃料費等	○集合解散場所（事業に参加する者の主たる居住地で、事業に参加するために集合解散する場所を言う。）から現地までの交通費 ・合理的かつ効率的な手段、アクセスで参加人員に応じたもの。 ○車両等の借上げ料並びに燃料等 ・参加者の居住地から集合解散場所に至る交通経費は対象外とする。 ・参加者個人に対する燃料費、借上料の支出は対象外とする。
	保険料	ボランティア保険等	○活動に参加する者等の保険料。
	その他		※ボランティア活動の作業労賃・食糧・飲食費は対象外であることに注意。 ・ただし、イベント等による熱中症対策の水分補給用の水やお茶、塩分補給用のタブレットなどは対象とします。
環境整備費	作業路整備費	作業道・歩道等の作業路の整備委託費	○専門的技術、保有機械等の実態から申請団体の会員のみでは実施が困難な部分のみに係る作業委託経費。 ・安全上等に問題があるなど会員のみでは実施が困難な理由を申請書に明記すること。
	地拵・整地等	植付け準備の整地・土工等委託費	○急傾斜、残存植生の繁茂状況等から申請団体の会員のみでは実施が困難な箇所の地拵、大径木伐倒作業に係る委託経費。 ○シカ柵設置等の獣害防止施設設置の委託経費。 ・安全上等に問題があるなど会員のみでは実施が困難な理由を申請書に明記すること。
	その他		※環境整備に係る外部委託経費については、安全上等に問題があるなど真に外注せざるを得ないものに限る。 ※事業の趣旨がボランティア活動であることから、委託事業のみの場合は当該助成の対象外とする。

資材費	機械・器具	機械器具の購入・借上費	○事業の実施に不可欠な刈払機の替刃等の消耗品や補修部品、鋸等の作業器具の購入・借上費。 ・刈払機、チェーンソー、エンジンブローア、エンジンヘッジトリマー、チルホールは対象外とする。（これらの機械器具が必要な場合には借上費で事業費に計上する。） ・借上費は、レンタル料等と比較するなど、合理的な額とする。 ・機械のメンテナンス（保守・点検）は対象外とする。 ・購入・借上の数量はあくまで当該事業に係るものとし、活動方法、活動人員、作業量、保有機械を勘案して必要最小限とする。 ・次年度以降に係る準備用品の購入は対象外とする。 ・当該事業と関連性が少ないもの、使用頻度が少ないものは対象外とする。
	苗木等	苗木、支柱、獣害防止施設の購入経費	○植栽箇所等の条件に適した苗木の購入経費 ○植栽に附帯する支柱、獣害等防止施設資材費 ・特殊な樹種、高木（大苗）など通常の植栽資材と異なる場合は、その旨を申請書に明記すること。
	その他	その他資材	○PR資材の材料費 ・緑の募金による助成金としてふさわしくないものは対象外とする。
資材費	その他	その他資材	○標柱に係る経費 ・標柱（別紙1）は、原則として、現物支給するため、経費は計上しないものとする。 ・イベント時掲げる緑の募金ののぼり旗は貸し出します。
資材等 運搬費	運搬費	作業用資材等の運搬経費	○資材等運搬に係る経費 ・活動に必要な最小限の額を計上する。特に個人からの車両の借上げ費は、レンタル料などと比較して合理的なものであること。 ・通常の手持ちの作業用具類の運搬経費は対象外とする。

指 導 者 経費	謝金等	謝金、旅費 及び宿泊料	○当該活動を行う上での専門的技術指導等（安全指導を含む。）で、申請団体の会員で行うことが困難な場合に必要な外部講師招聘に係る経費 ・外部講師は、当該活動を実施する上で必要な相応の技術を有する者に限る。 ・謝金は、著しく高額にならないよう根拠を明確にし、申請書にその額を明記すること。
事務費	事務用品 費		○文房具等 ・当該事業に係る経費とし、通常の団体組織運営に係る経費は対象外とする。（以下、事務費に係る経費は同様。）
	印刷費		○印刷用紙、プリンターインク等
	通信費		○電話料、郵送料

附 則

- 1 この要領は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 この要領の制定に伴い、高山市緑化推進委員会助成金交付要綱（平成２４年４月１日最終改正）は、廃止する。